

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和 4年 4 月 15 日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名

藤井 載子



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270,000円 × 12ヶ月 = 3,240,000円
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	90,867	90,867	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	1,550	1,550	
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	2,530	2,530	
広 報 ・ 広 聴 費	693,767	693,767	
人 件 費	755,724	755,724	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,009,395	1,009,395	
支 出 合 計	2,553,833	2,553,833	

様式第14号 (第7条関係)

令和3年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 藤井載子

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 時事通信社 ijump と 契約	4/1-3/31	政務活動の情報収集。
【資料購入費】 本の購入	4/1-3/31	政務活動の情報収集。
【要請・陳情活動費】	4/1-3/31	陳情等に係る交通費、駐車場代。
【広報・広聴費】	4/1-3/31	市政報告書に記載された内容に合致する堺市内の各地・各駅で配布・ポスティング・新聞の折込の為、レポートの作成・印刷を行いました。
【人件費】	4/1-3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為、事務員を雇用しました。
【事務・事務所費】 事務所費用	4/1-3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為の事務所費用（家賃・電話・インターネット・光熱費・自動車リース代・文房具等）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
03.04.01	4-1		450	-450	登記事項証明書代金	③	
03.04.05	4-2		32,264	-32,714	3月 自動車のリース代金	⑨	
03.04.08	4-3		5,316	-38,030	源泉徴収税 (1~3月分)	⑧	
03.04.09		810,000		771,970	政務活動費4月~6月受け入れ		
03.04.15	4-4		15,935	756,035	市政レポート (郵便) 代金	⑦	
03.04.20	4-5		1,639	754,396	4月分電気代金	⑨	
03.04.22	4-6		176	754,220	文房具代金	⑨	
03.04.23	4-7		2,400	751,820	ガソリン代金	①	
03.04.26	4-8		640	751,180	市民税・府民税4月分	⑧	
03.04.27	4-9		5,823	745,357	3月分インターネット、電話代金	⑨	
03.04.30	4-10		65,277	680,080	4月分人件費	⑧	
03.04.30	4-11		24,000	656,080	市政レポート (デザイン) 代金	⑦	
月計		810,000	153,920				
累計		810,000	153,920	656,080			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.05.06	5-1		32,264	623,816	4月 自動車のリース代金	⑨	
03.05.11	5-2		35,552	588,264	5月分事務所賃借料	⑨	
03.05.13	5-3		149,992	438,272	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑦	
03.05.21	5-4		1,539	436,733	6月分電気代金	⑨	
03.05.26	5-5		1,144	435,589	3~4月分水道料金	⑨	
03.05.27	5-6		51,744	383,845	市政レポート 印刷代金	⑦	
03.05.27	5-7		6,416	377,429	4月分インターネット、電話代金	⑨	
03.05.28	5-8		12,124	365,305	インクカートリッジ、プリンター用紙代金	⑨	
03.05.28	5-9		35,552	329,753	6月分事務所賃借料	⑨	
03.05.28	5-10		640	329,113	市民税・府民税5月分	⑧	
03.05.28	5-11		172	328,941	源泉徴収税(1~3月分)追加分	③	
03.05.31	5-12		57,622	271,419	5月分人件費	⑧	
月計		0	384,661				
累計		810,000	538,581	271,419			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.06.07	6-1		32,264	239,155	5月 自動車のリース代金	⑨	
03.06.10	6-2		16,500	222,655	JAMP購読料7~9月分	①	
03.06.18	6-3		1,573	221,082	6月分電気代金	⑨	
03.06.25	6-4		2,888	218,194	ガソリン代金	①	
03.06.28	6-5		5,655	212,539	5月分インターネット、電話代金	⑨	
03.06.28	6-6		2,530	210,009	書籍購入費	⑥	
03.06.30	6-7		35,552	174,457	7月分事務所賃借料	⑨	
03.06.30	6-8		65,917	108,540	6月分人件費	⑧	
月計		0	162,879				
累計		810,000	701,460	108,540			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.07.05	7-1		32,264	76,276	6月 自動車のリース代金	⑨	
03.07.09	7-2		16,268	60,008	市政レポート (郵便) 代金	⑦	
03.07.09		810,000		870,008	政務活動費7月~9月受け入れ		
03.07.14	7-3		6,002	864,006	源泉徴収税 (4~6月分)	⑧	
03.07.20	7-4		1,850	862,156	7月分電気代金	⑨	
03.07.26	7-5		1,176	860,980	5~6月分水道料金	⑩	
03.07.27	7-6		5,555	855,425	6月分インターネット、電話代金	⑨	
03.07.28	7-7		35,552	819,873	8月分事務所賃借料	⑨	
03.07.30	7-8		16,000	803,873	市政レポート (デザイン) 代金	⑦	
03.07.30	7-9		62,040	741,833	7月分人件費	⑧	
月計		810,000	176,707				
累計		1,620,000	878,167	741,833			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.08.01	8-1		210	741,623	交通費	①	
03.08.01	8-2		210	741,413	交通費	①	
03.08.01	8-3		500	740,913	イベント参加費	①	
03.08.01	8-4		600	740,313	交通費	①	
03.08.03	8-5		182	740,131	ティッシュペーパー代	⑨	
03.08.05	8-6		32,264	707,867	7月 自動車のリース代金	⑨	
03.08.09	8-7		2,651	705,216	ガソリン代金	①	
03.08.13	8-8		150,856	554,360	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑦	
03.08.23	8-9		2,008	552,352	8月分電気代金	⑨	
03.08.27	8-10		5,680	546,672	7月分インターネット、電話代金	⑨	
03.08.27	8-11		42,928	503,744	市政レポート(印刷)代金	⑦	
03.08.27	8-12		1,119	502,625	充電ケーブル代金	⑨	
03.08.30	8-13		35,552	467,073	9月分事務所賃借料	⑨	
03.08.31	8-14		54,284	412,789	8月分人件費	⑧	
月計		0	329,044				
累計		1,620,000	1,207,211	412,789			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 頼子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.09.06	9-1		32,264	380,525	8月 自動車のリース代金	⑨	
03.09.10	9-2		16,500	364,025	JAMP購読料10~12月分	①	
03.09.19	9-3		600	363,425	駐車場代金	③	
03.09.21	9-4		2,043	361,382	9月分電気代金	⑨	
03.09.25	9-5		3,076	358,306	ガソリン代金	①	
03.09.27	9-6		1,144	357,162	7~8月分水道料金	⑨	
03.09.27	9-7		5,556	351,606	8月分インターネット、電話代金	⑩	
03.09.30	9-8		35,552	316,054	10月分事務所賃借料	⑩	
03.09.30	9-9		54,284	261,770	9月分人件費	⑧	
月計		0	151,019				
累計		1,620,000	1,358,230	261,770			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
03.10.05	10-1		32,264	229,506	9月 自動車のリース代金	⑨	
03.10.08		810,000		1,039,506	政務活動費10月～12月受け入れ		
03.10.10	10-2		16,000	1,023,506	市政レポート (デザイン) 代金	⑦	
03.10.20	10-3		1,688	1,021,818	10月分電気代金	⑨	
03.10.20	10-4		16,644	1,005,174	市政レポート (郵便) 代金	⑦	
03.10.26	10-5		2,800	1,002,374	ガソリン代金	①	
03.10.27	10-6		5,676	996,698	9月分インターネット、電話代金	⑨	
03.10.27	10-7		35,464	961,234	11月分事務所賃借料	⑨	
03.10.29	10-8		65,917	895,317	10月分人件費	⑧	
月計		810,000	176,453				
累計		2,430,000	1,534,683	895,317			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
03.11.05	11-1		32,264	863,053	10月 自動車のリース代金	⑨	
03.11.16	11-2		149,992	713,061	市政レポート（東区全戸配布）代金	⑦	
03.11.19	11-3		1,640	711,421	11月分電気代金	⑨	
03.11.26	11-4		1,144	710,277	9～10月分水道料金	⑨	
03.11.26	11-5		800	709,477	ガソリン代金	①	
03.11.29	11-6		43,408	666,069	市政レポート（印刷）代金	⑦	
03.11.29	11-7		10,155	655,914	封筒代金	⑨	
03.11.29	11-8		7,832	648,082	10月分インターネット、電話代金	⑨	
03.11.30	11-9		62,040	586,042	11月分人件費	⑧	
月計		0	309,275				
累計		2,430,000	1,843,958	586,042			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
03.12.06	12-1		32,264	553,778	11月 自動車のリース代金	⑨	
03.12.10	12-2		16,500	537,278	JAMP購読料1~3月分	①	
03.12.17	12-3		35,464	501,814	12月分事務所賃借料	⑨	
03.12.19	12-4		2,686	499,128	ガソリン代金	①	
03.12.20	12-5		1,652	497,476	12月分電気代金	⑨	
03.12.27	12-6		5,810	491,666	11月分インターネット、電話代金	⑨	
03.12.27	12-7		62,040	429,626	12月分人件費	⑧	
月計		0	156,416				
累計		2,430,000	2,000,374	429,626			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
04.1.05	1-1		32,264	397,362	12月 自動車のリース代金	⑨	
04.1.07		810,000		1,207,362	政務活動費1月～3月受け入れ		
04.1.07	1-2		11,392	1,195,970	源泉徴収税 (7～12月分)	⑧	
04.1.07	1-3		35,464	1,160,506	1月分事務所賃借料	⑨	
04.1.09	1-4		2,923	1,157,583	ガソリン代金	①	
04.1.24	1-5		2,080	1,155,503	1月分電気代金	⑨	
04.1.26	1-6		1,176	1,154,327	11～12月分水道料金	⑨	
04.1.26	1-7		41,864	1,112,463	自動車保険代金	⑨	
04.1.27	1-8		5,697	1,106,766	12月分インターネット、電話代金	⑨	
04.1.28	1-9		35,464	1,071,302	2月分事務所賃借料	⑨	
04.1.31	1-10		58,162	1,013,140	1月分人件費	⑧	
月計		810,000	226,486				
累計		3,240,000	2,226,860	1,013,140			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
04.2.06	2-1		500	1,012,640	駐車場代金	③	
04.2.07	2-2		32,264	980,376	1月 自動車のリース代金	⑨	
04.2.21	2-3		2,572	977,804	2月分電気代金	⑨	
04.2.25	2-4		35,464	942,340	3月分事務所賃借料	⑨	
04.2.28	2-5		5,666	936,674	1月分インターネット、電話代金	⑨	
04.2.28	2-6		7,620	929,054	インクカートリッジ代金	⑨	
04.2.28	2-7		58,162	870,892	2月分人件費	⑧	
月計		0	142,248				
累計		3,240,000	2,369,108	870,892			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
04.3.01	3-1		21,903	848,989	金庫代金	⑨	
04.3.07	3-2		32,264	816,725	2月 自動車のリース代金	⑨	
04.3.10	3-3		16,500	800,225	JAMP購読料4~6月分	①	
04.3.18	3-4		2,575	797,650	3月分電気代金	⑨	
04.3.20	3-5		3,123	794,527	ガソリン代金	①	
04.3.28	3-6		1,144	793,383	1~2月分水道料金	⑨	
04.3.28	3-7		5,835	787,548	2月分インターネット、電話代金	⑨	
04.3.31	3-8		35,464	752,084	4月分事務所賃借料	⑨	
04.3.31	3-9		65,917	686,167	3月分人件費	⑧	
月計		0	184,725				
累計		3,240,000	2,553,833	686,167			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2021 年 3 月 15 日 ~ 2022 年 3 月 31 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5 時間× 4 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16 時間 (週勤務時間数) 20 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]


下記の条件で契約します。

雇用期間	2021年 3月 15日から 2022年 3月 31日まで
就業場所	堺市東区西野 401-2-210
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 1時00分から 午前・午後 6時00分まで (なし)
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日
給与(賃金)	時給 1000円
給与支払	月末締、月末払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

雇用者

令和3年3月15日
藤井 戴子 

被雇用者

[REDACTED] 

出勤簿 (2021 年 4 月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	13:00	18:00	5:00	:	
2日	金	13:00	18:00	5:00	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	13:00	18:00	5:00	:	
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	13:00	18:00	5:00	:	
8日	木	13:00	18:00	5:00	:	
9日	金	13:00	18:00	5:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	13:00	18:00	5:00	:	
13日	火	:	:	:	:	
14日	水	13:00	18:00	5:00	:	
15日	木	13:00	18:00	5:00	:	
16日	金	13:00	18:00	5:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	13:00	18:00	5:00	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	13:00	18:00	5:00	:	
22日	木	13:00	18:00	5:00	:	
23日	金	13:00	18:00	5:00	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	13:00	18:00	5:00	:	
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	13:00	18:00	5:00	:	
29日	木	:	:	:	:	祝日
30日	金	13:00	18:00	5:00	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出 勤 簿 (2021 年 5 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	祝日
4日	火	:	:	:	:	祝日
5日	水	:	:	:	:	祝日
6日	木	13:00	18:00	5:00	:	
7日	金	13:00	18:00	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	13:00	18:00	5:00	:	
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	13:00	18:00	5:00	:	
13日	木	13:00	18:00	5:00	:	
14日	金	13:00	18:00	5:00	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	13:00	18:00	5:00	:	
18日	火	:	:	:	:	
19日	水	13:00	18:00	5:00	:	
20日	木	13:00	18:00	5:00	:	
21日	金	13:00	18:00	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	13:00	18:00	5:00	:	
25日	火	:	:	:	:	
26日	水	13:00	18:00	5:00	:	
27日	木	13:00	18:00	5:00	:	
28日	金	13:00	18:00	5:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	月	13:00	18:00	5:00	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2021 年 6 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	13:00	18:00	5:00	:	
3日	木	13:00	18:00	5:00	:	
4日	金	13:00	18:00	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	13:00	18:00	5:00	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	13:00	18:00	5:00	:	
10日	木	13:00	18:00	5:00	:	
11日	金	13:00	18:00	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	13:00	18:00	5:00	:	
15日	火	:	:	:	:	
16日	水	13:00	18:00	5:00	:	
17日	木	13:00	18:00	5:00	:	
18日	金	13:00	18:00	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	13:00	18:00	5:00	:	
22日	火	:	:	:	:	
23日	水	13:00	18:00	5:00	:	
24日	木	13:00	18:00	5:00	:	
25日	金	13:00	18:00	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	13:00	18:00	5:00	:	
29日	火	:	:	:	:	
30日	水	13:00	18:00	5:00	:	
		:	:	:	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出勤簿 (2021 年 7 月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	13:00	18:00	5:00	:	
2日	金	13:00	18:00	5:00	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	13:00	18:00	5:00	:	
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	13:00	18:00	5:00	:	
8日	木	13:00	18:00	5:00	:	
9日	金	13:00	18:00	5:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	13:00	18:00	5:00	:	
13日	火	:	:	:	:	
14日	水	13:00	18:00	5:00	:	
15日	木	13:00	18:00	5:00	:	
16日	金	13:00	18:00	5:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	13:00	18:00	5:00	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	13:00	18:00	5:00	:	
22日	木	:	:	:	:	祝日
23日	金	:	:	:	:	祝日
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	13:00	18:00	5:00	:	
27日	火	:	:	:	:	
28日	水	13:00	18:00	5:00	:	
29日	木	13:00	18:00	5:00	:	
30日	金	13:00	18:00	5:00	:	
31日	土	:	:	:	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出勤簿 (2021 年 8 月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	13:00	18:00	5:00	:	
3日	火	:	:	:	:	
4日	水	13:00	18:00	5:00	:	
5日	木	13:00	18:00	5:00	:	
6日	金	13:00	18:00	5:00	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	:	:	:	:	祝日
10日	火	:	:	:	:	
11日	水	13:00	18:00	5:00	:	
12日	木	13:00	18:00	5:00	:	
13日	金	13:00	18:00	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	13:00	18:00	5:00	:	
17日	火	:	:	:	:	
18日	水	13:00	18:00	5:00	:	
19日	木	:	:	:	:	休み
20日	金	:	:	:	:	休み
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	13:00	18:00	5:00	:	
24日	火	:	:	:	:	
25日	水	13:00	18:00	5:00	:	
26日	木	13:00	18:00:	5:00	:	
27日	金	13:00	18:00	5:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	13:00	18:00	5:00	:	
31日	火	:	:	:	:	
合計				70:00	:	
出勤日数				14日		



出勤簿(2021年9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	13:00	18:00	5:00	:	
2日	木	13:00	18:00	5:00	:	
3日	金	13:00	18:00	5:00	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	13:00	18:00	5:00	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	13:00	18:00	5:00	:	
9日	木	13:00	18:00	5:00	:	
10日	金	13:00	18:00	5:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	13:00	18:00	5:00	:	
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	13:00	18:00	5:00	:	
16日	木	13:00	18:00	5:00	:	
17日	金	13:00	18:00	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	:	:	:	:	祝日
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	:	:	:	:	欠勤
23日	木	:	:	:	:	祝日
24日	金	:	:	:	:	欠勤
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	13:00	18:00	5:00	:	
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	13:00	18:00	5:00	:	
30日	木	13:00	18:00	5:00	:	
		:	:	:	:	
合計				70:00	:	
出勤日数				14日		



出 勤 簿 (2021 年 10 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	金	13:00	18:00	5:00	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	13:00	18:00	5:00	:	
5日	火	:	:	:	:	
6日	水	13:00	18:00	5:00	:	
7日	木	13:00	18:00	5:00	:	
8日	金	13:00	18:00	5:00	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	13:00	18:00	5:00	:	
12日	火	:	:	:	:	
13日	水	13:00	18:00	5:00	:	
14日	木	13:00	18:00	5:00	:	
15日	金	13:00	18:00	5:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	13:00	18:00	5:00	:	
19日	火	:	:	:	:	
20日	水	13:00	18:00	5:00	:	
21日	木	13:00	18:00	5:00	:	
22日	金	13:00	18:00	5:00	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	13:00	18:00	5:00	:	
26日	火	:	:	:	:	
27日	水	13:00	18:00	5:00	:	
28日	木	13:00	18:00	5:00	:	
29日	金	13:00	18:00	5:00	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出 勤 簿 (2021 年 11 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	月	13:00	18:00	5:00	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	:	:	:	:	祝日
4日	木	13:00	18:00	5:00	:	
5日	金	13:00	18:00	5:00	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	13:00	18:00	5:00	:	
9日	火	:	:	:	:	
10日	水	13:00	18:00	5:00	:	
11日	木	13:00	18:00	5:00	:	
12日	金	13:00	18:00	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	13:00	18:00	5:00	:	
16日	火	:	:	:	:	
17日	水	13:00	18:00	5:00	:	
18日	木	13:00	18:00	5:00	:	
19日	金	13:00	18:00	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	13:00	18:00	5:00	:	
23日	火	:	:	:	:	祝日
24日	水	13:00	18:00	5:00	:	
25日	木	13:00	18:00	5:00	:	
26日	金	13:00	18:00	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	13:00	18:00	5:00	:	
30日	火	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出勤簿 (2021 年 12 月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	13:00	18:00	5:00	:	
2日	木	13:00	18:00	5:00	:	
3日	金	13:00	18:00	5:00	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	13:00	18:00	5:00	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	13:00	18:00	5:00	:	
9日	木	13:00	18:00	5:00	:	
10日	金	13:00	18:00	5:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	13:00	18:00	5:00	:	
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	13:00	18:00	5:00	:	
16日	木	13:00	18:00	5:00	:	
17日	金	13:00	18:00	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	13:00	18:00	5:00	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	13:00	18:00	5:00	:	
23日	木	13:00	18:00	5:00	:	
24日	金	13:00	18:00	5:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	13:00	18:00	5:00	:	
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	:	:	:	:	
31日	金	:	:	:	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出勤簿 (2022 年 1 月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	火	:	:	:	:	
5日	水	13:00	18:00	5:00	:	
6日	木	13:00	18:00	5:00	:	
7日	金	13:00	18:00	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	:	:	:	:	祝日
11日	火	:	:	:	:	
12日	水	13:00	18:00	5:00	:	
13日	木	13:00	18:00	5:00	:	
14日	金	13:00	18:00	5:00	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	13:00	18:00	5:00	:	
18日	火	:	:	:	:	
19日	水	13:00	18:00	5:00	:	
20日	木	13:00	18:00	5:00	:	
21日	金	13:00	18:00	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	13:00	18:00	5:00	:	
25日	火	:	:	:	:	
26日	水	13:00	18:00	5:00	:	
27日	木	13:00	18:00	5:00	:	
28日	金	13:00	18:00	5:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	月	13:00	18:00	5:00	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出 勤 簿 (2022 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火	:	:	:	:	
2日	水	13:00	18:00	5:00	:	
3日	木	13:00	18:00	5:00	:	
4日	金	13:00	18:00	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	13:00	18:00	5:00	:	
8日	火	:	:	:	:	
9日	水	13:00	18:00	5:00	:	
10日	木	13:00	18:00	5:00	:	
11日	金	:	:	:	:	祝日
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	13:00	18:00	5:00	:	
15日	火	13:00	18:00	5:00	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	13:00	18:00	5:00	:	
18日	金	13:00	18:00	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	13:00	18:00	5:00	:	
22日	火	13:00	18:00	5:00	:	
23日	水	:	:	:	:	祝日
24日	木	13:00	18:00	5:00	:	
25日	金	13:00	18:00	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	13:00	18:00	5:00	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2022 年 3 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	13:00	18:00	5:00	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	13:00	18:00	5:00	:	
4日	金	13:00	18:00	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	13:00	18:00	5:00	:	
8日	火	13:00	18:00	5:00	:	
9日	水	:	:	:	:	
10日	木	13:00	18:00	5:00	:	
11日	金	13:00	18:00	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	13:00	18:00	5:00	:	
15日	火	13:00	18:00	5:00	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	13:00	18:00	5:00	:	
18日	金	13:00	18:00	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	:	:	:	:	祝日
22日	火	13:00	18:00	5:00	:	
23日	水	:	:	:	:	
24日	木	13:00	18:00	5:00	:	
25日	金	13:00	18:00	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	13:00	18:00	5:00	:	
29日	火	13:00	18:00	5:00	:	
30日	水	:	:	:	:	
31日	木	13:00	18:00	5:00	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 **藤井 載子**

管理責任者 (議員名)	藤井 載子		
事務所名	藤井 とし子事務所		
所在地	〒 599-8125 堺市東区西野 401 番地 2 SOLO やぶ内 210 TEL 072 (289) 6112		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	18.96 m ²	賃借料	月額 44,000 円 (政務活動費充当額 35,200 円)
政務活動事務所として使用する割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 15.16 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80 % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80 % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット使用料・事務所使用備品等)・・・80 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当 円)
		【所在地】	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 藤井 載子 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市東区西野401番地2、401番地1		
住居表示	大阪府堺市東区西野401番地2		
家屋番号	401番2の2	建物種類	店舗・共同住宅
建物名称	SOLOやぶ内	住戸番号	2F 210号室
構造	鉄骨造 スレート葺 2階建（目的物の所在階数 2階）		
	（ ● 共同建 □ 一戸建 □ 長屋建 □ その他 ）		
床面積	約18.96 ㎡		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	ミニキッチン、電気コンロ、ミニ冷蔵庫、シャワー、UB、洗面台、室内洗濯置場、電気温水器		
付属施設	駐車場		
付記事項	<hr/> <hr/> <hr/>		

※記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期および引渡し日	2年間
西暦2019年 9月 24日より	
終期 西暦2021年 9月 23日まで	

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 40,000円	■賃料、消費税、浄化槽 使用料を振込による方法 により、毎月末日迄に着 金になるように、翌月分を 先払いする。 ■振込に掛かる費用は、 乙の負担とする。	金融機関名 池田泉州銀行 北野田支店
消費税	2019年9月30日迄 月額 3,200円		預金 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座
消費税	2019年10月1日～ 月額 4,000円		口座番号 [REDACTED]
光熱費	実費		宛先名義人 [REDACTED]
			フリガナ [REDACTED]

(4) 敷金・礼金

敷金	円	礼金(税込)	金 [REDACTED] 円
----	---	--------	----------------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]
	氏名	[REDACTED] TEL [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]
	氏名	[REDACTED] TEL [REDACTED]

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
(本人)	藤井 載子	議員事務所	本人
家族又は従業者・ 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業員〇〇名)等 記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市 [REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	年齢 [REDACTED]
	職業	[REDACTED]	借主との関係 [REDACTED]

6. 乙は、礼金として標記金額を甲に差し入れるものとする。本契約の礼金は、本契約締結に際し、一時金として借主が負担する金員であり返還されません。また、契約期間の長短に拘らず返還されません。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめるときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
(3)本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 電球、蛍光灯、LED、ヒューズ、パッキン等の取換えは乙の負担とする。
5. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
6. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であってもその修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 標記の使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (3) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (4) 本物件の全部または、一部に第三者の物品等を保管すること。
- (5) 建物及び工作物の新築・改築・増築を行うこと。
- (6) 有害物質の使用を行うこと。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造及び保管すること。
- (8) 騒音等の迷惑行為及び危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (9) 反社会的集団(暴力団、過激な集団等)と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (10) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第 3 条の賃料等の支払義務

(2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第 1 条の使用目的遵守義務

(2) 第 11 条 (承諾が必要な事項) に規定する事項の遵守義務

(3) 第 12 条 (禁止事項) に規定する事項の遵守義務

(4) 第 13 条 (第三者同居の禁止) の遵守義務

(5) その他本契約書に規定する乙の義務

(6) 入居時に乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明した時

(7) 銀行取引の停止

(8) 破産手続きの開始

(9) 民事再生手続きの開始

(10) 会社更生手続きの開始

(11) 清算手続きの開始

(12) 監督官庁から営業停止または営業許可若しくは営業登録の取消処分を受けた時

(13) その他資産、信用状況が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある時

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 3 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 3 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2. 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

ただし、甲から解除を行う場合は、正当事由がある場合に限られる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。

3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

当該義務
、本契約

4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

契約を継
とができ

- 第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、法廷更新及び合意更新された場合でも、前項同様とする。
 3. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。
 4. 前項の場合、乙は、甲から連帯保証人の変更、または追加要求を受けた時は直ちに必要手続きををとななければならない。
 5. 連帯保証人は、甲の承諾がなければ、この保証契約を解除することは出来ない。

ことが判

(雑則)

- 第20条 本物件における電気、ガス、上水、電話、インターネット等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(火災保険)

た時
当の事由

- 第21条 甲は、引渡日までに本物件に対して時価相当額の火災保険に加入するものとする。
2. 乙は、乙の備品・設備等を主契約とする借家人賠償責任特約付火災保険に加入するものとするものとし、その証書の写しを甲に提出するものとする。
 3. 前項1及び2に関する保険料及び更新料は、甲及び乙各々が負担するものとする。

果生じた

(消費税)

より本物
き。
の収用、

- 第22条 乙は、第3条に定める賃料、第4条第6項の礼金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。
2. 乙は、消費税の税改正が行われた場合は、改正後の消費税をそれぞれ加算し甲に支払うものとする。

(協議事項)

予告しな
解約する

- 第23条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

で予告し

(合意管轄裁判所)

- 第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

合におい
い生じた

存すると

、甲にそ

(2012.12.3)

(特約条項)

第 25 条 下記条項のとおりとする。

1. 貸主は、本物件を現状有姿で借主に引渡しするものとします。
2. 借主は、本物件内の維持管理及びメンテナンスを行うものとします。また、借主が営む事業等に必要工事等は借主の費用負担で行うものとします。
3. 本契約は、一代限りとし借主の変更及び権利の譲渡はできないものとします。
4. 契約条項第 3 条 2 項、第 4 条 1 項～5 項全文抹消
5. 本契約の賃料発生起算日は、西暦 2019 年 9 月 24 日からとします。
6. 借主は、事業を営むにあたり、消防設備、看板設置・申請・許可等につき大阪府条例及び堺市条例に遵守するものとします。
7. 借主は、事務所内のごみ搬出については、堺市で定められている事業系一般廃棄物の取扱い業者と直接契約を行い、借主の費用負担で処理及び支払い等を行うものとします。
8. 借主は、従業員・使用人・出入り業者・顧客等の管理責任を負うものとし、近隣テナント及び第三者に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとします。万 一、近隣テナント及び第三者から苦情・損害等が生じた場合は、借主の責任に於いて速やかに対応し解決するものとします。
9. 借主が新設・付加又は変更した諸造作・設備等に賦課される公租公課については、宛名名義の如何を問わず借主が負担するものとし、賦課分離の手続きに関して貸主に協力するものとします。
10. 契約条項第 12 条 4 項に違反してその物品等が明渡しに伴い、貸主より処分された時、借主がその物品所持者にその責任を負うものとします。
11. 本契約を更新する場合でも、更新手数料は掛からないものとします。
12. 明渡しに於いては、契約条項第 18 条に従い、借主の動産類及び屋号等を全て撤去し、貸主へ明渡すものとします。
13. 借主が明渡しに於いて、賃料の滞納、損害の賠償、その他本契約から生じた債務等が存在する時は、明渡し時までにそれらを全て清算するものとします。

以上

26 条. 反社会的勢力排除条項
(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

西暦 2019 年 9 月 21 日

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
 - ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
 - ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
 - ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。
- 等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

（趣旨）

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙、連帯保証人署名捺印の上、甲、乙各々その一通を保有する。

西暦 2019年 9月 24日

甲 (貸貸人)

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 印
TEL [REDACTED]

乙 (賃借人)

住所 堺市東区西野 356番地 15
氏名 藤井 載子
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

連帯保証人

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 印
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事 (1) 第60437号
事務所所在地 大阪府大阪狭山市菜葉木一丁目11番地の3
商号(名称) 株式会社アイ・リンクライフ
代表者氏名 代表取締役 浅田 清美
宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第 [REDACTED] 号
氏名 浅田 清美
TEL 072-349-6600

西暦 2019 年 9 月 24 日

事業用建物賃貸建物《 SOLOやぶ内 》

賃貸人 藪内 元博 殿

賃借人 住所 堺市東区西野 356 番地 15

氏名 藤井 戴子

(印 [Redacted])

鍵預かり書 (念書)

このたび、賃貸建物《 SOLOやぶ内 》(2F210 号室)を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、建物の鍵 [Redacted] 本 (玄関入口鍵 [Redacted] 本) を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

0382762

お客様へ必ずお渡しください。

申込日 2019年7月16日

19/07/16 17:00:42 0017154

リース見積 試算番号 30201907160015

契約日 2019年7月16日

個人事業者のお客様は、代表者の方の個人契約となりますのでご注意ください。

リース期間は登録日又は届出日が開始日となります。(中古車の場合は、名義変更日)車両登録番号等については、後日、「リース料お支払明細」等でご連絡させていただきます。

私及び連帯保証予定者は、裏面記載の「お申込の内容」及び「自動車リース契約(申込を含む)」における個人情報の取扱いに関する事項に同意の上、申込をします。

私及び連帯保証予定者は、本申込に係る審査のため、若しくは顧客管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私及び連帯保証予定者の住民票を貴社が取得し利用することに同意します。

東京都武蔵野市中町二丁目4番15号 株式会社ホンダファイナンス 代表取締役 高橋 明

コード 3351105-01

大阪府高石市西取石6-1-15

C堺西 寺山ホンダ販売(株) 高石東店

TEL 0722-64-2351 FAX 0722-65-2622

コード 030 郵便

住所

TEL

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

フリガナ

お申込者(印)

資金口座

連帯保証予定者

リース自動車

リース条件

費用負担区分

連帯保証予定者

任意保険

Table with columns for dates, amounts, and conditions. Includes rows for (A) through (E) and a summary row.

Table with columns for vehicle type, insurance, and other fees. Includes rows for 自動車種別, 任意保険, etc.

Table with columns for insurance details, including company name, policy type, and amounts.

お申込上のご注意 (Personal information handling notice)